

別紙

新旧対照表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後			改正前		
第一 引用の法令番号の一覧表			第一 引用の法令番号の一覧表		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
か	<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法</u>	<u>昭和61年法律第66号</u>	か	(新設)	(新設)
	会社更生法	平成14年法律第154号		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
き	(省略)	(省略)	き	(同左)	(同左)
	行政事件訴訟法	昭和37年法律第139号		(同左)	(同左)
	行政書士法	昭和26年法律第4号		(新設)	(新設)
く	<u>組合等登記令</u>	<u>昭和39年政令第29号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
こ	<u>公認会計士法</u>	<u>昭和23年法律第103号</u>	こ	(新設)	(新設)
	国税徴収法	昭和34年法律第147号		(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
し	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	昭和22年法律第54号	し	(同左)	(同左)
	司法書士法	昭和25年法律第197号		(新設)	(新設)
	社会保険労務士法	昭和43年法律第89号		(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)
せ	<u>税理士法</u>	<u>昭和26年法律第237号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
と	<u>土地家屋調査士法</u>	<u>昭和25年法律第228号</u>	(新設)	(新設)	(新設)
へ	<u>弁護士法</u>	<u>昭和24年法律第205号</u>	(新設)	(新設)	(新設)

改正後

弁理士法

平成12年法律第49号

第二 省略用語一覧表

索引	省略用語	省略された用語
き	(省略)	(省略)
	(削除)	(削除)
	(省略)	(省略)
こ	(省略)	(省略)
	○ 合名会社等	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁理士法人、外国法事務弁理士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人
む	○ 無限責任社員	合名会社、税理士法人、弁理士法人、外国法事務弁理士法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人の社員並びに合資会社及び監査法人の無限責任社員
	(省略)	(省略)

(省略)

第二次納税義務関係事務提要主要項目別目次

第2編 各則

第1章 合名会社等の社員の第二次納税義務

改正前

(新設)

(新設)

第二 省略用語一覧表

索引	省略用語	省略された用語
き	(同左)	(同左)
	基準価額	評価事務提要第1章第1節の1に規定する基準価額
	(同左)	(同左)
こ	(同左)	(同左)
	○ 合名会社等	合名会社又は合資会社
む	○ 無限責任社員	合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員
	(同左)	(同左)

(同左)

第二次納税義務関係事務提要主要項目別目次

第2編 各則

第1章 無限責任社員の第二次納税義務

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1編 通則</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則的事項</p> <p style="text-align: center;">第2節 主たる納税義務と第二次納税義務との関係</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>4 主たる納税者の国税についての納税の猶予をした場合と第二次納税義務との関係は、次による。</p> <p>(1) 主たる納税者について納税の猶予をしている間は、その国税の第二次納税義務について納付通知書による告知、納付催告書による督促、繰上請求又は滞納処分(交付要求書による交付要求を除く。)をすることができない(徴基通第32条関係18参照)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をする前に第二次納税義務者の財産を差し押さえている場合において、その猶予期間中に当該財産の価額が著しく減少することを防ぐために多額の費用を要するため、その財産から配当を受ける見込みがないときは、当該財産の差押えを解除する(国税徴収法(以下「徴収法」という。)79条1項2号)。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(滞納処分の停止)</p> <p>11 主たる納税者の国税についての滞納処分の停止は、第二次納税義務者についても滞納処分の停止事由がある場合に限り行うものとする。したがって、第二次納税義務者から主たる納税者の国税の徴収ができる場合には、当該国税については、滞納処分の停止をしないことに留意する(徴基通第153条関係7本文参照)。</p> <p>なお、滞納処分の停止については、次により取り扱うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 通則</p> <p style="text-align: center;">第1章 通則的事項</p> <p style="text-align: center;">第2節 主たる納税義務と第二次納税義務との関係</p> <p>(納税の猶予)</p> <p>4 主たる納税者の国税についての納税の猶予をした場合と第二次納税義務との関係は、次による。</p> <p>(1) 主たる納税者について納税の猶予をしている間は、その国税の第二次納税義務について納付通知書による告知、納付催告書による督促、繰上請求又は滞納処分(交付要求書による交付要求を除く。)をすることができない(徴基通第32条関係18参照)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をする前に第二次納税義務者の財産を差し押さえている場合で、その猶予期間中に当該財産の価額が著しく減少するおそれがあるときにおいては、当該財産の差押えを解除するものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき」とは、差押財産を速やかに換価しなければその価額が著しく減少するおそれがあるときをいい、保存費を多額に要する場合が含まれることに留意する(徴基通第32条関係15)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(滞納処分の停止)</p> <p>11 主たる納税者の国税についての滞納処分の停止は、第二次納税義務者についても滞納処分の停止事由がある場合に限り行うものとする。したがって、第二次納税義務者から主たる納税者の国税の徴収ができる場合には、当該国税については、滞納処分の停止をしないことに留意する(徴基通第153条関係7本文参照)。</p> <p>なお、滞納処分の停止については、次により取り扱うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 第二次納税義務者について滞納処分の停止の事由がある場合には、主たる納税者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる（徴基通第153条関係7のなお書）。この場合において、第二次納税義務が徴収法第153条第4項又は第5項《滞納処分の停止に係る納税義務の消滅》の規定により消滅した場合においてもその効力は主たる納税者に及ばない（徴基通第32条関係23）。</p> <p>（時効）</p> <p>12 主たる納税者について生じた時効中断の効力は、<u>第二次納税義務者に及ぶものとする</u>（徴基通第32条関係28）。</p> <p>なお、時効については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務者がある場合において、主たる納税者の納税義務が時効の完成により消滅するおそれがあるときは、主たる納税者の納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとるものとする（徴基通第32条関係28なお書、昭和44. 2. 4福岡地判、昭和47. 10. 17静岡地判、平成6. 6. 28名古屋地判参照）。</p> <p>(2) 主たる納税者の国税の時効が進行しない間（通則法73条4項、会社更生法50条10項等）に、<u>第二次納税義務者につき時効の中断措置が必要である場合には、(1)と同様の措置をとるものとする。</u></p> <p>(3) <u>第二次納税義務者について生じた時効中断の効力は、主たる納税者には及ばない</u>（徴基通第32条関係28）。</p> <p>（第二次納税義務者の納付等）</p> <p>14 <u>第二次納税義務者による納付又は第二次納税義務者について過誤納金等の充当等があったときは、主たる納税者の国税はその範囲内において消滅する</u>（徴基通第32条関係20）。</p> <p>なお、第二次納税義務者について納税の猶予、換価の猶予等がなされても主たる</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 第二次納税義務者について滞納処分の停止の事由がある場合には、主たる納税者に関係なく、滞納処分の停止をすることができる（徴基通第153条関係7のなお書）。この場合において、第二次納税義務が<u>国税徴収法（以下「徴収法」という。）</u>第153条第4項又は第5項《滞納処分の停止に係る納税義務の消滅》の規定により消滅した場合においてもその効力は主たる納税者に及ばない（徴基通第32条関係23）。</p> <p>（時効）</p> <p>12 主たる納税者の<u>国税の時効</u>中断の効力は、<u>第二次納税義務に及ぶものとする</u>（徴基通第32条関係28）。</p> <p>なお、時効については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務者がある場合において、主たる納税者の<u>国税の徴収権</u>が時効の完成により消滅するおそれがあるときは、主たる納税者の納税義務の存在確認の訴えの提起等時効中断の措置をとるものとする（徴基通第32条関係28なお書、昭和44. 2. 4福岡地判、昭和47. 10. 17静岡地判、平成6. 6. 28名古屋地判参照）。</p> <p>(2) 主たる納税者の国税の時効が進行しない間（通則法73条4項、会社更生法25条8項等）に<u>第二次納税義務が時効の完成により消滅するおそれがある場合において、当該第二次納税義務につき、詐害行為の取消しの訴えを提起しているとき等、時効の中断措置が必要である場合には、(1)と同様の措置をとるものとする。</u></p> <p>(3) <u>第二次納税義務の時効</u>中断の効力は、主たる納税者の<u>国税</u>には及ばない（徴基通第32条関係28）。</p> <p>（第二次納税義務者の納付等）</p> <p>14 <u>第二次納税義務について納付又は充当があったときは、主たる納税者の国税はその範囲内において消滅する</u>（徴基通第32条関係20）。</p> <p>なお、第二次納税義務者について納税の猶予、換価の猶予等がなされても主たる</p>

改正後	改正前
<p>納税者には影響はない（徴基通第32条関係18、19参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務者に対する延滞税相当額の免除</p> <p>この節は、第二次納税義務者に対して納税の猶予若しくは換価の猶予をした場合又は<u>第二次納税義務者の財産を差し押さえた場合等</u>における延滞税相当額の免除についての取扱いを定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">第4節 第二次納税義務者の財産の換価の制限</p> <p>（主たる納税者の差押財産の換価との関係）</p> <p>19 第二次納税義務者の差押財産の換価については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 主たる納税者及び第二次納税義務者の差押財産がいずれも換価（金銭による取立ての方法により換価する場合を除く。以下この節において同じ。）をするものであるときは、第二次納税義務者の差押財産については、主たる納税者の差押財産についての公売期日等（公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却をする日をいう。以下同じ。）を経過した後（入札等の有無は問わない。）に公売公告をするものとして取り扱う。ただし、この処理をすることにより徴収上支障を来すと見込まれるときは、第二次納税義務者の財産については、主たる納税者の財産についての公売期日等を経過した後に売却決定ができるように公売公告をしても差し支えない。</p> <p>なお、第二次納税義務者の差押財産の価額が著しく減少するおそれがあると認められるときは、主たる納税者の差押財産の換価に着手しているかどうかを問わず速やかに当該財産について換価する。この場合において、<u>第二次納税義務者に別の財産があり、その別の財産から第二次納税義務の額以上の金額を徴収することができるときは、その別の財産を差し押さえ、著しく価額が減少するおそれのある財産の差押えを解除する</u>（徴収法79条2項1号及び2号）。</p> <p>（注） 「財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき」とは、差押財産を速や</p>	<p>納税者には影響はない（徴基通第32条関係18、19参照）。</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務者に対する延滞税相当額の免除</p> <p>この節は、第二次納税義務者に対して納税の猶予若しくは換価の猶予をした場合又は<u>第二次納税義務に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合等</u>における延滞税相当額の免除についての取扱いを定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">第4節 第二次納税義務者の財産の換価の制限</p> <p>（主たる納税者の差押財産の換価との関係）</p> <p>19 第二次納税義務者の差押財産の換価については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 主たる納税者及び第二次納税義務者の差押財産がいずれも換価（金銭による取立ての方法により換価する場合を除く。以下この節において同じ。）をするものであるときは、第二次納税義務者の差押財産については、主たる納税者の差押財産についての公売期日等（公売により売却する場合には最高価申込者の決定の日を、随意契約により売却する場合にはその売却をする日をいう。以下同じ。）を経過した後（入札等の有無は問わない。）に公売公告をするものとして取り扱う。ただし、この処理をすることにより徴収上支障を来すと見込まれるときは、第二次納税義務者の財産については、主たる納税者の財産についての公売期日等を経過した後に売却決定ができるように公売公告をしても差し支えない。</p> <p>なお、第二次納税義務者の差押財産の価額が著しく減少するおそれがあると認められるとき <u>(4の(1)の(注))</u> は、主たる納税者の差押財産の換価に着手しているかどうかを問わず速やかに当該財産について換価する。この場合において、<u>当該財産以外に第二次納税義務に係る国税を充足できる財産があるときは、当該財産につき差押えの解除をする取扱いとしても差し支えない</u>。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>かに換価しなければその価額が著しく減少するおそれがあるときをいい、保存費を多額に要する場合が含まれることに留意する(徴基通第32条関係15)。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(不服申立て等と換価制限)</p> <p>20 第二次納税義務につき不服申立て又は訴えの提起があった場合における差押財産の換価については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務について不服申立てがされたときは、その不服申立てについての決定、裁決又は取下げがあるまでは第二次納税義務者の差押財産の換価をすることができない。</p> <p>なお、当該財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき(19の(1)の(注))又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときは、上記にかかわらず当該財産の換価をすることができる(通則法105条1項、<u>差押えを解除することができる場合について、4の(1)及び19の(1)参照</u>)。</p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付通知書による告知、納付催告書による督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき第二次納税義務者の差押財産の換価はすることができない(徴収法90条3項、<u>差押えを解除することができる場合について、4の(1)参照</u>)。</p> <p>(3) 主たる納税者の国税について不服申立て又は訴えの提起等がされている場合において、特に第二次納税義務者の差押財産の換価をしないことが適当と認められるときは、その解決に至るまでの期間は換価をしないものとする。</p> <p>なお、当該財産の価額が著しく減少するおそれがあるときは当該財産の換価をすることとする(<u>差押えを解除することができる場合について、4の(1)及び19の(1)参照</u>)。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(不服申立て等と換価制限)</p> <p>20 第二次納税義務につき不服申立て又は訴えの提起があった場合における差押財産の換価については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 第二次納税義務について不服申立てがされたときは、その不服申立てについての決定、裁決又は取下げがあるまでは第二次納税義務者の差押財産の換価をすることができない。</p> <p>なお、当該財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき(4の(1)の(注))又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方)から別段の申出があるときは、上記にかかわらず当該財産の換価をすることができるが(通則法105条1項)、<u>徴収上支障がないときは当該財産の差押えを解除するものとして取り扱う。</u></p> <p>(2) 第二次納税義務者が納付通知書による告知、納付催告書による督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき第二次納税義務者の差押財産の換価はすることができない(徴収法90条3項)。</p> <p>なお、<u>当該財産の価額が著しく減少するおそれがあると認められるときは、当該財産の差押えを解除するものとして取り扱う。</u></p> <p>(3) 主たる納税者の国税について不服申立て又は訴えの提起等がされている場合において、特に第二次納税義務者の差押財産の換価をしないことが適当と認められるときは、その解決に至るまでの期間は換価をしないものとする。</p> <p>なお、当該財産の価額が著しく減少するおそれがあるときは当該財産の換価をすることとするが、<u>徴収上支障がないときは当該財産の差押えを解除するものとして取り扱う(19参照)。</u></p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第5節 徴収不足の判定</p> <p>(主たる納税者に帰属する財産の価額の算定)</p> <p>24 徴収不足の判定の基礎となる主たる納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。)の価額は、平成26年6月27日付徴徴3ー7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)に定めるところにより、<u>見積価額(評価事務提要第1章第1節の2《見積価額の考え方》に規定する見積価額をいう。以下27において同じ。)</u>に相当する<u>処分予定価額</u>によるものとするが、<u>明らかに徴収不足である場合など</u>、徴収上支障がないと認めるときは概算による価額によっても差し支えない。</p> <p>なお、主たる納税者に帰属する財産の算定については、次の事項に留意する(徴基通第22条関係4のなお書参照)。</p> <p>(1) 財産について、徴収法その他の法律の規定により主たる納税者の国税に優先する私債権、公課、地方税又は主たる納税者以外の者の国税がある場合には、その優先する債権額に相当する金額をその財産の<u>処分予定価額</u>から控除して財産の価額を算定する。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 保証人の保証については、保証に係る国税の額の範囲内において、保証人に帰属する財産の<u>価額</u>を算定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 徴収不足の判定</p> <p>(主たる納税者に帰属する財産の価額の算定)</p> <p>24 徴収不足の判定の基礎となる主たる納税者に帰属する財産(国税につき徴している担保財産で、第三者に帰属しているもの及び保証人の保証を含み、法施行地域内にある財産に限る。)の価額は、<u>基準価額(平成26年6月27日付徴徴3ー7「公売財産評価事務提要の制定について」(事務運営指針)(以下「評価事務提要」という。)第1章第1節の1《財産評価の基本》に規定する基準価額をいう。以下同じ。)</u>によるものとするが、徴収上支障がないと認めるときは概算による価額によっても差し支えない。</p> <p>なお、主たる納税者に帰属する財産の算定については、次の事項に留意する(徴基通第22条関係4のなお書参照)。</p> <p>(1) 財産について、徴収法その他の法律の規定により主たる納税者の国税に優先する私債権、公課、地方税又は主たる納税者以外の者の国税がある場合には、その優先する債権額に相当する金額をその財産の<u>基準価額</u>から控除して財産の価額を算定する。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(7) 保証人の保証については、保証に係る国税の額の範囲内において、保証人に帰属する財産の<u>基準価額</u>を算定する。</p>
<p style="text-align: center;">第6節 物的第二次納税義務に関する留意事項</p> <p>(追及財産と他の財産とを一つの財産として換価した場合の配当)</p> <p>27 追及財産と他の財産とを一つの財産として換価した場合の換価代金の処理については、次により取り扱うものとする。</p> <p>なお、追及財産とその他の財産とに分割又は区分しないまま換価したときは、そ</p>	<p style="text-align: center;">第6節 物的第二次納税義務に関する留意事項</p> <p>(追及財産と他の財産とを一つの財産として換価した場合の配当)</p> <p>27 追及財産と他の財産とを一つの財産として換価した場合の換価代金の処理については、次により取り扱うものとする。</p> <p>なお、追及財産とその他の財産とに分割又は区分しないまま換価したときは、そ</p>

改正後	改正前
<p>の事績を滞納処分票等に明確に記録する（平成20年6月13日付徴徴3—9ほか1課共同「換価事務提要の制定について」（事務運営指針）（以下「換価事務提要」という。）24の(3)なお書参照）。</p> <p>(1) 追及財産に係る換価代金は、一つの財産の見積価額のうちに占める追及財産の価額の割合を当該売却代金に乗じて計算する（換価事務提要41—2、43、124の(1)参照）。</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>（物的第二次納税義務者が納付する場合）</p> <p>28 物的第二次納税義務者から納付の申出があった場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》の規定による物的第二次納税義務については、次によるものとする。</p> <p>イ 当該第二次納税義務者から納付の申出があった場合における納付すべき金額は、納付の申出があった時の現況の追及財産の<u>価額</u>による。この場合において、追及財産の<u>価額</u>が最近時において算定されており、かつ、その価額により納付させることとしても徴収上支障がないと認められるときは、便宜それによることとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ロ 当該第二次納税義務者がイによる追及財産の<u>価額</u>に相当する金銭を一時に納付した場合で、徴収上特に支障がないと認められるときは、その後は、その第二次納税義務について追及しない取扱いとする（徴基通第32条関係16の(2)のただし書参照）。</p> <p>なお、「一時」とは、追及財産の<u>価額</u>に相当する金額を一回に納付することをいうものとするが、当該財産の<u>価額</u>に著しい変動が生じないと見込まれ、かつ、履行が確実であると見込まれる場合には、適宜の分割納付を認めても差し支えない。</p>	<p>の事績を滞納処分票等に明確に記録する（平成20年6月13日付徴徴3—9ほか1課共同「換価事務提要の制定について」（事務運営指針）（以下「換価事務提要」という。）24の(3)なお書参照）。</p> <p>(1) 追及財産に係る換価代金は、一つの財産の見積価額<u>（評価事務提要第1章第1節の2《見積価額の考え方》に規定する見積価額をいう。以下この項において同じ。）</u>のうちに占める追及財産の価額の割合を当該売却代金に乗じて計算する（換価事務提要41—2、43、124の(1)参照）。</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>（物的第二次納税義務者が納付する場合）</p> <p>28 物的第二次納税義務者から納付の申出があった場合の取扱いについては、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》の規定による物的第二次納税義務については、次によるものとする。</p> <p>イ 当該第二次納税義務者から納付の申出があった場合における納付すべき金額は、納付の申出があった時の現況の追及財産の<u>基準価額</u>による。この場合において、追及財産の<u>基準価額</u>が最近時において算定されており、かつ、その価額により納付させることとしても徴収上支障がないと認められるときは、便宜それによることとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ロ 当該第二次納税義務者がイによる追及財産の<u>基準価額</u>に相当する金銭を一時に納付した場合で、徴収上特に支障がないと認められるときは、その後は、その第二次納税義務について追及しない取扱いとする（徴基通第32条関係16の(2)のただし書参照）。</p> <p>なお、「一時」とは、追及財産の<u>基準価額</u>に相当する金額を一回に納付することをいうものとするが、当該財産の<u>基準価額</u>に著しい変動が生じないと見込まれ、かつ、履行が確実であると見込まれる場合には、適宜の分割納付を認めても差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第8節 滞納処分費</p> <p>(第二次納税義務と滞納処分費)</p> <p>31 第二次納税義務者から第二次納税義務額を徴収するために要した滞納処分費は、納付通知書に記載した「徴収しようとする金額」のほかに徴収することができる。この場合において、主たる納税者の国税が完納され、第二次納税義務額を徴収するために要した滞納処分費だけにつき第二次納税義務者の財産を差し押さえようとするときは、当該第二次納税義務者に対し、納入の告知をしなければならない(徴収法138条、国税徴収法施行令(以下「徴収令」という。)51条)。ただし、徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務者が28の(2)《物的第二次納税義務者が納付する場合》により追及財産の<u>価額</u>に相当する金額を納付した場合において滞納処分費のみが未納となっているときは、当該第二次納税義務者に対する納入の告知はしないものとする。</p> <p>なお、第二次納税義務者から上記本文により納入の告知をした滞納処分費を徴収する場合において、当該第二次納税義務が物的第二次納税義務の場合には、追及財産以外のものからは徴収(任意納付を含まない。)することができないものとする(徴基通第32条関係5のただし書)。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 滞納処分費</p> <p>(第二次納税義務と滞納処分費)</p> <p>31 第二次納税義務者から第二次納税義務額を徴収するために要した滞納処分費は、納付通知書に記載した「徴収しようとする金額」のほかに徴収することができる。この場合において、主たる納税者の国税が完納され、第二次納税義務額を徴収するために要した滞納処分費だけにつき第二次納税義務者の財産を差し押さえようとするときは、当該第二次納税義務者に対し、納入の告知をしなければならない(徴収法138条、国税徴収法施行令(以下「徴収令」という。)51条)。ただし、徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務者が28の(2)《物的第二次納税義務者が納付する場合》により追及財産の<u>基準価額</u>に相当する金額を納付した場合において滞納処分費のみが未納となっているときは、当該第二次納税義務者に対する納入の告知はしないものとする。</p> <p>なお、第二次納税義務者から上記本文により納入の告知をした滞納処分費を徴収する場合において、当該第二次納税義務が物的第二次納税義務の場合には、追及財産以外のものからは徴収(任意納付を含まない。)することができないものとする(徴基通第32条関係5のただし書)。</p>
<p style="text-align: center;">第9節 第二次納税義務の重複賦課</p> <p>(重複賦課の基本的事項)</p> <p>32 第二次納税義務を負わせることができる場合において、その基因となった処分等に基づき自庁又は他の行政機関等(徴収法2条13号)が既に第二次納税義務を負わせている場合においても、当該処分等につき重ねて第二次納税義務を負わせること(以下「重複賦課」という。)ができるものとする(昭和45.7.29東京地判参照)。</p> <p>なお、重複賦課については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 徴収法第33条《<u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務</p>	<p style="text-align: center;">第9節 第二次納税義務の重複賦課</p> <p>(重複賦課の基本的事項)</p> <p>32 第二次納税義務を負わせることができる場合において、その基因となった処分等に基づき自庁又は他の行政機関等(徴収法2条13号)が既に第二次納税義務を負わせている場合においても、当該処分等につき重ねて第二次納税義務を負わせること(以下「重複賦課」という。)ができるものとする(昭和45.7.29東京地判参照)。</p> <p>なお、重複賦課については、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 徴収法第33条《<u>無限責任社員</u>の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務に</p>

改正後	改正前
<p>務については、重複賦課についての制限は受けない。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 物的第二次納税義務については、追及財産が存在する限り重複賦課をすることができる。ただし、徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務については、追及財産の<u>価額</u>に相当する金銭を一時に納付するまでは重複賦課をすることができるが、その納付があった後は重複賦課をしない。</p> <p>なお、徴収法第37条に規定する第二次納税義務の場合には、限度額までの履行がされた後に成立する国税につき同条の規定の適用ができる場合があることに留意する。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p>	<p>については、重複賦課についての制限は受けない。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 物的第二次納税義務については、追及財産が存在する限り重複賦課をすることができる。ただし、徴収法第37条《共同的な事業者の第二次納税義務》に規定する第二次納税義務については、追及財産の<u>基準価額</u>に相当する金銭を一時に納付するまでは重複賦課をすることができるが、その納付があった後は重複賦課をしない。</p> <p>なお、徴収法第37条に規定する第二次納税義務の場合には、限度額までの履行がされた後に成立する国税につき同条の規定の適用ができる場合があることに留意する。</p> <p>(4)・(5) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第2節 督促</p>	<p style="text-align: center;">第2章 徴収の手続</p> <p style="text-align: center;">第2節 督促</p>
<p>(納付催告書による督促)</p> <p>40 第二次納税義務者が<u>その</u>第二次納税義務に係る国税を納付通知書に記載した納付の期限<u>までに</u>完納しない場合には、繰上請求をするときを除き、納付の期限から50日以内に「納付催告書」(様式311000-033)によりその納付を督促しなければならない(徴収法32条2項)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をしている場合等、第二次納税義務者に対する納付催告書による督促の制限がされる場合があることに留意する(4、5参照)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 第二次納税義務の履行があった場合</p>	<p>(納付催告書による督促)</p> <p>40 第二次納税義務者が、<u>第二</u>次納税義務に係る国税を納付通知書に記載した納付の期限<u>まで</u>完納しない場合には、繰上請求をするときを除き、納付の期限から50日以内に「納付催告書」(様式311000-033)によりその納付を督促しなければならない(徴収法32条2項)。</p> <p>なお、主たる納税者の国税について納税の猶予をしている場合等、第二次納税義務者に対する納付催告書による督促の制限がされる場合があることに留意する(4、5参照)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第7節 第二次納税義務の履行があった場合</p>

改正後	改正前
<p>(第二次納税義務の履行があった場合の管理運営担当部門への連絡等)</p> <p>47 次に掲げる事由に該当する場合には、速やかに納付通知決議書の余白に「限度額までの履行があった」旨を記載して決裁を受けるとともに、管理運営担当部門へ適宜の方法によりその旨の連絡をする。この場合においては、主たる納税者に対し、適宜の方法によりその旨の通知をするものとして取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 物的第二次納税義務の場合において、追及財産の換価をしたこと（徴収法37条の場合において、第二次納税義務者が追及財産の<u>価額</u>に相当する金額を納付した場合を含む。）。</p> <p style="text-align: center;">第2編 各則</p> <p style="text-align: center;">第1章 <u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 成立要件</p> <p>(成立の要件)</p> <p>50 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無限責任社員（<u>合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法人の社員並びに合資会社及び監査法人の無限責任社員をいう。以下この章において同じ。</u>）は第二次納税義務を負う（徴収法33条）。</p> <p>(1) <u>合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人</u>（以下この章において「合名会社等」という。）が国税を滞納したこと。</p> <p>(注)1 <u>合名会社、税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人及び土地家屋調</u></p>	<p>(第二次納税義務の履行があった場合の管理運営担当部門への連絡等)</p> <p>47 次に掲げる事由に該当する場合には、速やかに納付通知決議書の余白に「限度額までの履行があった」旨を記載して決裁を受けるとともに、管理運営担当部門へ適宜の方法によりその旨の連絡をする。この場合においては、主たる納税者に対し、適宜の方法によりその旨の通知をするものとして取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 物的第二次納税義務の場合において、追及財産の換価をしたこと（徴収法37条の場合において、第二次納税義務者が追及財産の<u>基準価額</u>に相当する金額を納付した場合を含む。）。</p> <p style="text-align: center;">第2編 各則</p> <p style="text-align: center;">第1章 <u>無限責任社員</u>の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 成立要件</p> <p>(成立の要件)</p> <p>50 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無限責任社員（<u>合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員をいう。以下この章において同じ。</u>）は第二次納税義務を負う（徴収法33条）。</p> <p>(1) <u>合名会社又は合資会社</u>（以下この章において「合名会社等」という。）が国税を滞納したこと。</p> <p>(注)1 合名会社とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社をいい（会社法576条2項、580条1項参照）、合資会社とは、有限責任社員と無限責任社</p>

改正後	改正前
<p><u>査士法人とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法576条2項、580条1項、税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の15第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、弁理士法47条の4第1項、司法書士法38条1項、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の15の3第1項、土地家屋調査士法35条の3第1項参照）、合資会社とは、有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法576条3項、580条参照）、監査法人とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法1条の3第4項、5項、34条の7第4項、5項、34条の10の6第1項、7項参照）ことに留意する（徴基通第33条関係2参照）。</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>員とからなる会社をいう（同法576条3項、580条参照）ことに留意する（徴基通第33条関係2参照）。</p> <p>2 （同左）</p> <p>(2) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第2節 第二次納税義務を負う者</p> <p>（第二次納税義務を負う者）</p> <p>51 合名会社等の国税につき第二次納税義務を負う無限責任社員は次に掲げる者である。</p> <p>なお、自称社員（会社法588条、589条、<u>税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の16、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の10の7第1項、弁理士法47条の5、司法書士法38条の2、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の15の4、土地家屋調査士法35条の4</u>）は、無限責任社員には当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員である者</p> <p>合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員であるかどうかは、定款（会社法576条、<u>税理士法48条の8、弁護士法30条の8、外国弁護士による法律事務の取扱</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 第二次納税義務を負う者</p> <p>（第二次納税義務を負う者）</p> <p>51 合名会社等の国税につき第二次納税義務を負う無限責任社員は次に掲げる者である。</p> <p>なお、自称社員（会社法588条、589条）は、無限責任社員には当たらないことに留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員である者</p> <p>合名会社等成立後引き続き現に無限責任社員であるかどうかは、定款（会社法576条）又は合名会社登記簿若しくは合資会社登記簿（商業登記法6条6号及び</p>

改正後	改正前
<p><u>いに関する特別措置法50条の6、公認会計士法34条の7、弁理士法43条、司法書士法32条、行政書士法13条の8、社会保険労務士法25条の11、土地家屋調査士法31条）又は合名会社登記簿、合資会社登記簿若しくは組合等登記簿（商業登記法6条6号及び7号、組合等登記令15条）を調査して確認する。</u></p> <p>なお、賦課関係資料等により無限責任社員であるか否かの確認ができる場合には、便宜それによっても差し支えないものとする。</p> <p>(2) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者</p> <p>合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者とは、例えば、<u>以下に掲げる者をいう（徴基通第33条関係4参照）。</u></p> <p>イ <u>合名会社等の成立後に加入した無限責任社員（無限責任社員の持分を譲り受けた者を含む。）（会社法605条、604条、585条1項、税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の22第1項、弁理士法55条1項、司法書士法46条2項、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の25第1項、土地家屋調査士法41条2項）</u></p> <p>ロ <u>合資会社又は監査法人の有限責任社員から無限責任社員となった者（会社法583条1項、公認会計士法34条の23第3項）</u></p> <p>ハ <u>定款の定めるところに従い被相続人に代わって合名会社又は合資会社の無限責任社員となった相続人（会社法608条1項）</u></p> <p>この合名会社等成立後に無限責任社員となった者に該当するかどうかの調査は、(1)に準ずる。</p> <p>なお、調査時においては、無限責任社員となった旨の登記（定款変更の登記（会社法915条1項、組合等登記令3条））がされていない場合があるので、これらの者については、定款、議事録等により無限責任社員であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) <u>合名会社又は合資会社の成立後に無限責任社員となる場合においてその</u></p>	<p>7号)を調査して確認する。</p> <p>なお、賦課関係資料等により無限責任社員であるか否かの確認ができる場合には、便宜それによっても差し支えないものとする。</p> <p>(2) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者</p> <p>合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者とは、例えば、<u>新たに無限責任社員として加入した者、合資会社の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者又は定款の定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった相続人等がこれに当たる（徴基通第33条関係4）。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>この合名会社等成立後に無限責任社員となった者に該当するかどうかの調査は、(1)に準ずる。</p> <p>なお、調査時においては、無限責任社員となった旨の登記（定款変更の登記（会社法915条1項））がされていない場合があるので、これらの者については、定款、議事録等により無限責任社員であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) <u>合名会社等成立後に無限責任社員となる場合においてその効力を生ずる</u></p>

改正後	改正前
<p>効力を生ずるためには、<u>定款に別段の定めがある場合を除き(会社法637条)、総社員の同意があれば足り(大正5.10.14大判)、定款を記載した書面の変更及び定款の変更の登記は、無限責任社員であることの効力発生には影響がないことに留意する。</u></p> <p>(3) 退社等をした無限責任社員</p> <p>退社等をした無限責任社員とは、<u>以下に掲げる者をいう(徴基通第33条関係5参照)。</u></p> <p>イ <u>退社した無限責任社員(会社法612条1項、税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の15第7項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の10の6第11項、弁理士法47条の4第7項、司法書士法38条6項、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の15の3第6項、土地家屋調査士法35条の3第6項参照)</u></p> <p>ロ <u>持分の全部を譲渡した無限責任社員(会社法586条1項、税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の22第1項、弁理士法55条1項、司法書士法46条2項、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の25第1項、土地家屋調査士法41条2項参照)</u></p> <p>ハ <u>合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者(会社法583条3項、公認会計士法34条の23第3項参照)</u></p> <p>この退社等をした無限責任社員に該当するかどうかは、合名会社登記簿、合資会社登記簿又は組合等登記簿を調査して確認する。</p> <p>(注) 退社等をした無限責任社員の責任は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した国税に限られるから(52の(2)参照)、これらの者に該当するかどうかは、登記簿の調査のみで足り、定款、議事録等の調査は要しないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の範囲</p>	<p>ためには、総社員の同意があれば足り(大正5.10.14大判) <u>定款の変更及びその登記は、無限責任社員であることの効力発生には影響がないことに留意する。</u></p> <p>(3) 退社等をした無限責任社員</p> <p>退社等をした無限責任社員とは、<u>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者がこれに当たる(徴基通第33条関係5参照)。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>この退社等をした無限責任社員に該当するかどうかは、合名会社登記簿又は合資会社登記簿を調査して確認する。</p> <p>(注) 退社等をした無限責任社員の責任は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に成立した国税に限られるから(52の(2)参照)、これらの者に該当するかどうかは、登記簿の調査のみで足り、定款、議事録等の調査は要しないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の範囲</p>

改正後	改正前
<p>(責任の範囲)</p> <p>52 無限責任社員から徴収することができる金額は、<u>合名会社等から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税(退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者)については、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税に限る。</u>の全額であって、<u>合名会社等の財産</u>につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない(徴基通第33条関係8参照)。</p> <p>なお、無限責任社員の責任については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者(51の(2)参照)は、無限責任社員となる前に<u>納税義務が成立した合名会社等の国税</u>についても責任を負う(徴基通第33条関係4)。</p> <p>(2) 退社等をした無限責任社員(51の(3)参照)は、本店の所在地において退社の登記又は責任の変更の登記をする前に<u>納税義務が成立した合名会社等の国税</u>についてのみ責任を負う(徴基通第33条関係5)。</p> <p>(注) 課税期間の途中で退社等の登記をした無限責任社員には、<u>その登記後に納税義務が成立した国税</u>についての責任を負わせることができないことに留意する。</p>	<p>(責任の範囲)</p> <p>52 無限責任社員から徴収することができる金額は、<u>会社から滞納処分により徴収することができる滞納に係る国税の全額</u>であって、<u>会社財産</u>につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税の額に不足すると認められる場合のその不足する額に限られない(徴基通第33条関係8参照)。</p> <p>なお、無限責任社員の責任については、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(1) 合名会社等成立後に無限責任社員となった者(51の(2)参照)は、無限責任社員となる前に成立した合名会社等の国税についても責任を負う(徴基通第33条関係4)。</p> <p>(2) 退社等をした無限責任社員(51の(3)参照)は、本店の所在地において退社の登記又は責任の変更の登記をする前に成立した合名会社等の国税についてのみ責任を負う(徴基通第33条関係5)。</p> <p>(注) 課税期間の途中で退社等の登記をした無限責任社員には、<u>当該課税期間に係る国税</u>についての責任を負わせることができないことに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第4節 無限責任社員の責任の消滅</p> <p>(除斥期間の経過による消滅)</p> <p>54 無限責任社員の責任は、通常の消滅原因によって消滅するほか、次に掲げる事由によって消滅する。</p> <p>(1) 退社等をした無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社<u>又は監査法人</u>の無限責任社員から有限責任社員となった者の責任は、本店の所在地において退社</p>	<p style="text-align: center;">第4節 無限責任社員の責任の消滅</p> <p>(除斥期間の経過による消滅)</p> <p>54 無限責任社員の責任は、通常の消滅原因によって消滅するほか、次に掲げる事由によって消滅する。</p> <p>(1) 退社等をした無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>退社し、又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社の無限責任社員から有限責任社員となった者の責任は、本店の所在地において退社の登記又は責</p>

改正後	改正前
<p>の登記又は責任変更の登記をした後2年以内に納付通知書による告知又はその予告(55参照)をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(徴基通第33条関係5、<u>会社法612条2項、586条2項、583条4項、税理士法48条の21第1項、弁護士法30条の15第7項、30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の10の6第11項、34条の22第1項、34条の23第3項、弁理士法47条の4第7項、55条1項、司法書士法38条6項、46条2項、行政書士法13条の21第1項、社会保険労務士法25条の15の3第6項、25条の25第1項、土地家屋調査士法35条の3第6項、41条2項</u>)。</p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第33条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、退社等をした無限責任社員に該当するか否かの調査(51の(3))に併せて、退社の登記又は責任変更の登記後2年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 合名会社等解散後における無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>合名会社等が解散した場合に、本店の所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告(55参照)をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年(除斥期間)を経過した時に消滅する(徴基通第33条関係6、<u>会社法673条1項、税理士法48条の21第2項、弁護士法30条の30第2項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法50条の13第2項、公認会計士法34条の22第2項、弁理士法55条2項、司法書士法46条3項、行政書士法13条の21第2項、社会保険労務士法25条の25第2項、土地家屋調査士法41条3項</u>)。</p> <p>したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第33条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、<u>合名会社等</u>が解散している場合には、その登記後5年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(第二次納税義務に関する予告)</p>	<p>任変更の登記をした後2年以内に納付通知書による告知又はその予告(55参照)をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(徴基通第33条関係5)。したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第33条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、退社等をした無限責任社員に該当するか否かの調査(51の(3))に併せて、退社の登記又は責任変更の登記後2年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(2) 合名会社等解散後における無限責任社員の責任の除斥期間の経過</p> <p>合名会社等が解散した場合に、本店の所在地において解散の登記をした後5年以内に納付通知書による告知又はその予告(55参照)をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後5年(除斥期間)を経過した時に消滅する(徴基通第33条関係6)。したがって、責任が消滅している者に対しては、徴収法第33条の規定による第二次納税義務を負わせることはできないので、<u>会社</u>が解散している場合には、その登記後5年を経過しているかどうかを確認する必要があることに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(第二次納税義務に関する予告)</p>

改正後	改正前
<p>55 <u>第二次納税義務の告知の対象となる者</u>に対する予告(54参照)は、「第二次納税義務に関する予告通知書」(様式311000-012)により行うものとするが、なお、次に留意する(徴基通第33条関係5)。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 予告は、将来において徴収法第33条の<u>第二次納税義務の告知の対象となること</u>が予想される者宛に配達証明郵便により送達する。この場合において、合名会社等に対しては通知をする必要はない。</p> <p>(予告に当たっての賦課担当部門との協議)</p> <p>56 <u>納税義務が成立した合名会社等の国税</u>についてその税額の確定前に予告をする場合には、あらかじめ賦課担当部門と十分協議した上で行うものとする。</p> <p>なお、予告をした場合において、納税者が法定申告期限内に当該国税についての確定手続を行わないときは、法定申告期限後速やかに賦課担当部門に対し、確定手続を行うよう連絡する。</p>	<p>55 <u>第二次納税義務者となるべき者</u>に対する54の予告は、「第二次納税義務に関する予告通知書」(様式311000-012)により行うものとするが、なお、次に留意する(徴基通第33条関係5)。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 予告は、将来において徴収法第33条の<u>第二次納税義務を負わせること</u>が予想される者宛に配達証明郵便により送達する。この場合において、合名会社等に対しては通知をする必要はない。</p> <p>(予告に当たっての賦課担当部門との協議)</p> <p>56 成立した合名会社等の国税についてその税額の確定前に予告をする場合には、あらかじめ賦課担当部門と十分協議した上で行うものとする。</p> <p>なお、予告をした場合において、納税者が法定申告期限内に当該国税についての確定手続を行わないときは、法定申告期限後速やかに賦課担当部門に対し、確定手続を行うよう連絡する。</p>
<p style="text-align: center;">第5節 無限責任社員が死亡した場合</p> <p>(無限責任社員が死亡した場合の処理)</p> <p>57 無限責任社員が死亡した場合には、次に掲げるところにより処理する。</p> <p>(1) 相続人が無限責任社員となった場合</p> <p><u>合名会社又は合資会社の無限責任社員の相続人が定款に定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった場合には、当該相続人を合名会社又は合資会社成立後に無限責任社員となった者(51の(2)参照)として、その責任を追及する(52の(1)参照)</u>。この場合において、相続人が無限責任社員となっているかどうかについては51の(2)に<u>準じて調査をし、確認する</u>。</p> <p>(2) 相続人が無限責任社員とならなかった場合</p> <p><u>社員の相続人が当該社員の持分を承継する旨の定款の定めがなく、相続人が被相続人に代わって無限責任社員とならなかった場合には、無限責任社員の有した</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 無限責任社員が死亡した場合</p> <p>(無限責任社員が死亡した場合の処理)</p> <p>57 無限責任社員が死亡した場合には、次に掲げるところにより処理する。</p> <p>(1) 相続人が無限責任社員となった場合</p> <p>相続人が定款に定めるところに従い被相続人に代わって無限責任社員となった場合には、当該相続人を<u>合名会社等成立後に無限責任社員となった者(51の(2))として、その責任を追及する(52の(1)参照)</u>。この場合において、相続人が無限責任社員となっているかどうかについては51の(2)に<u>定めるところと同様の調査により確認する</u>。</p> <p>(2) 相続人が無限責任社員とならなかった場合</p> <p>相続人が定款に別段の定めがなく被相続人に代わって無限責任社員とならなかった場合には、無限責任社員の有した責任について通則法第5条《相続による</p>

改正後	改正前
<p>責任について通則法第5条《相続による国税の納付義務の承継》の規定により納付義務の承継の処理をすることとなるが、この処理に当たっては次に掲げること</p> <p>に留意する。</p> <p>イ 通則法第5条の規定により相続人に対して納付義務が承継されるのは、合名会社等の国税で無限責任社員の死亡前に課されていたもの及び<u>納税義務</u>が成立していたものに限られる。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記の日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記の日から5年間である（徴基通第33条関係7のなお書）。</p> <p>おって、相続人が無限責任社員でない場合には、その死亡による退社の登記があるかどうか及び退社の登記がされているときはその登記の日から2年を経過しているかどうか、解散登記後に死亡しているかどうか及び解散登記後に死亡しているときは解散登記の日から5年を経過しているかどうかを51の(3)に準じて調査をし、確認する。</p> <p>ロ 無限責任社員の死亡後、その退社登記前に<u>納税義務</u>が成立した合名会社等の国税についての無限責任社員の責任は、相続人には承継されない（昭和10.3.9大判）。</p> <p>（注） 上記イにより納付義務の承継処理を<u>行う</u>に当たっては、被相続人の死亡による退社の登記の有無を問わないことに留意する。</p>	<p>国税の納付義務の承継》の規定により納付義務の承継の処理をすることとなるが、この処理に当たっては次に掲げること</p> <p>に留意する。</p> <p>イ 通則法第5条の規定により相続人に対して納付義務が承継されるのは、合名会社等の国税で無限責任社員の死亡前に課されていたもの及び成立していたものに限られる。</p> <p>なお、相続人が承継する責任の存続期間は、被相続人の負担する責任の存続期間の残存期間であるから、例えば、その無限責任社員が死亡により退社したとき又は既に生前退社していたときは、本店所在地における退社の登記の日から2年間であり、解散登記後に死亡したときは、解散登記の日から5年間である（徴基通第33条関係7のなお書）。</p> <p>おって、相続人が無限責任社員でない場合には、その死亡による退社の登記があるかどうか及び退社の登記がされているときはその登記の日から2年を経過しているかどうか、解散登記後に死亡しているかどうか及び解散登記後に死亡しているときは解散登記の日から5年を経過しているかどうかを51の(3)に準じて調査をし、確認する。</p> <p>ロ 無限責任社員の死亡後、その退社登記前に成立した合名会社等の国税についての無限責任社員の責任は、相続人には承継されない（昭和10.3.9大判）。</p> <p>（注） 上記イにより納付義務の承継処理を<u>する</u>に当たっては、被相続人の死亡による退社の登記の有無を問わないことに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 清算人等の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第2節 第二次納税義務を負う者</p> <p>（第二次納税義務を負う者）</p> <p>60 第二次納税義務を負う者は、次に掲げる者である。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 清算人等の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第2節 第二次納税義務を負う者</p> <p>（第二次納税義務を負う者）</p> <p>60 第二次納税義務を負う者は、次に掲げる者である。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 法人が解散した場合</p> <p>イ 分配等をした清算人</p> <p>第二次納税義務を負う清算人は、解散法人（合併により解散した法人及び破産手続が終了していない法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる（徴基通第34条関係5）。</p> <p>なお、上記の清算人については、その法人の商業登記簿等を調査して確認する。ただし、登記がない場合においては、清算人の選任の決議書、裁判所による清算人の選任の記録、清算人選任申請書、税務署に対する会社解散届等清算人たる事実を証明できる書類等を調査して清算人であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) 1 清算人が無限責任社員である場合には、徴収法第33条《<u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務》の規定が適用されるので、商業登記簿等の調査に当たっては、清算人が無限責任社員であるか、又は無限責任社員であった者であるかどうかについても確認することに留意する。</p> <p>なお、分配等を受けた者が無限責任社員である場合についても上記に準ずる。</p> <p>おって、無限責任社員に対して徴収法第33条《<u>合名会社等の社員</u>の第二次納税義務》の規定が適用される場合には、本章の第二次納税義務は適用されない（徴収法34条1項かっこ書、徴基通34条関係7の（注））</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>（責任の限度）</p> <p>62 第二次納税義務の限度は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法人が解散した場合</p>	<p>(1) 法人が解散した場合</p> <p>イ 分配等をした清算人</p> <p>第二次納税義務を負う清算人は、解散法人（合併により解散した法人及び破産手続が終了していない法人を除く。）の清算事務を執行する者で分配等をした者をいい、納付通知書を発する時において清算人でない者も含まれる（徴基通第34条関係5）。</p> <p>なお、上記の清算人については、その法人の商業登記簿等を調査して確認する。ただし、登記がない場合においては、清算人の選任の決議書、裁判所による清算人の選任の記録、清算人選任申請書、税務署に対する会社解散届等清算人たる事実を証明できる文章等を調査して清算人であるかどうかを確認する。</p> <p>(注) 1 清算人が無限責任社員である場合には、徴収法第33条《<u>無限責任社員</u>の第二次納税義務》の規定が適用されるので、商業登記簿等の調査に当たっては、清算人が無限責任社員であるか、又は無限責任社員であった者であるかどうかについても確認することに留意する。</p> <p>なお、分配等を受けた者が無限責任社員である場合についても上記に準ずる。</p> <p>おって、無限責任社員に対して徴収法第33条《<u>無限責任社員</u>の第二次納税義務》の規定が適用される場合には、本章の第二次納税義務は適用されない（徴収法34条1項かっこ書、徴基通34条関係7の（注））</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>（責任の限度）</p> <p>62 第二次納税義務の限度は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 法人が解散した場合</p>

改正後	改正前
<p>イ 清算人の場合</p> <p>清算人から徴収することができる金額は、分配等をした財産の当該分配等をした時における価額を限度として（徴基通第34条関係7、8）、主たる納税者の滞納国税の全額である。この場合における<u>当該第二次納税義務の限度額は、分配等が金銭でされているときは、その金額によるものとし、金銭以外の財産でされているときは、その分配等がされた時におけるその財産の価額によるものとする。</u></p> <p>なお、分配等をした金銭以外の財産がその後の譲渡、滅失等により現存しない場合には、分配等をした時又は最近時における財務関係諸帳簿、固定資産課税台帳等によりその性状、規格、価額等の調査を行うとともに、関係者・精通者意見等を参考としてその価額を算定する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(第二次納税義務者相互の関係)</p> <p>63 同一の分配等又は給付に基づく徴収法第34条の第二次納税義務者が2人以上いる場合には、それらの者相互の関係は次のとおりとする（徴基通第34条関係10、25）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>第二次納税義務者の1人による納付又は第二次納税義務者の1人に過誤納金等の充当等があった場合には、その納付、過誤納金等の充当等による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その限度で他の第二次納税義務者の第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。</u></p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定は62の(1)と同様である。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>イ 清算人の場合</p> <p>清算人から徴収することができる金額は、分配等をした財産の当該分配等をした時における価額を限度として（徴基通第34条関係7、8）、主たる納税者の滞納国税の全額である。この場合における分配等が金銭でされているときは、<u>当該第二次納税義務の限度額は、その金額によるものとし、金銭以外の財産でされているときは、その価額によるが、その財産の価額は基準価額によるものとする。</u></p> <p>なお、分配等をした金銭以外の財産がその後の譲渡、滅失等により現存しない場合には、分配等をした時又は最近時における財務関係諸帳簿、固定資産課税台帳等によりその性状、規格、価額等の調査を行うとともに、関係者・精通者意見等を参考としてその価額を算定する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(第二次納税義務者相互の関係)</p> <p>63 同一の分配等又は給付に基づく徴収法第34条の第二次納税義務者が2人以上いる場合には、それらの者相互の関係は次のとおりとする（徴基通第34条関係10、25）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>第二次納税義務者の1人につき、その第二次納税義務の納付、過誤納金等の充当等があった場合には、その納付、過誤納金等の充当等による第二次納税義務の消滅が他の第二次納税義務者の第二次納税義務の範囲に含まれている限り、その限度で他の第二次納税義務者の第二次納税義務も消滅する。この場合における「範囲に含まれている」かどうかの判定は、分配等に係る財産の価額を基準として行う。</u></p> <p>なお、上記の場合における財産の価額の算定は62の(1)と同様である。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第3章 同族会社の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>(株式等の価額の算定)</p> <p>75 株式等の価額の算定等については、次により行う。</p> <p>(1) 主たる納税者の有する株式等の範囲</p> <p>主たる納税者の有する株式等のうち、当該滞納に係る国税の法定納期限（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となった申告、更正又は決定があった日とし、過怠税については、その納税義務成立の日とする（徴収法35条1項）。以下同じ。なお、徴基通第35条関係8、9参照。）の1年前の応当日以前に取得した株式等は、第二次納税義務の限度を算定する場合に除外する。</p> <p>この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない（徴基通第35条関係10）。</p> <p>(注) 滞納者が租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》又は第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けた贈与税を滞納している場合には、当該贈与税に係る徴収法第35条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する（租税特別措置法70条の7第14項7号、70条の7の5第10項6号）。</p> <p>なお、「取得」の時期については、次に留意する。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(2) 株式等の価額の計算及びその時期</p> <p>イ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 同族会社の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>(株式等の価額の算定)</p> <p>75 株式等の価額の算定等については、次により行う。</p> <p>(1) 主たる納税者の有する株式等の範囲</p> <p>主たる納税者の有する株式等のうち、当該滞納に係る国税の法定納期限（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その還付の基因となった申告、更正又は決定があった日とし、過怠税については、その納税義務成立の日とする（徴収法35条1項）。以下同じ。なお、徴基通第35条関係8、9参照。）の1年前の応当日以前に取得した株式等は、第二次納税義務の限度を算定する場合に除外する。</p> <p>この場合の応当日については、通則法第10条第2項《期限の特例》の規定は適用されない（徴基通第35条関係10）。</p> <p>(注) 滞納者が租税特別措置法第70条の7第1項《非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除》又は<u>同法</u>第70条の7の5第1項《医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除》の規定による納税の猶予を受けた贈与税を滞納している場合には、当該贈与税に係る徴収法第35条の規定による第二次納税義務の適用に当たっては、当該贈与税に係る贈与の前に取得したものが第二次納税義務の対象から除かれることに留意する（租税特別措置法70条の7第14項7号、70条の7の5第10項6号）。</p> <p>なお、「取得」の時期については、次に留意する。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(2) 株式等の価額の計算及びその時期</p> <p>イ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>ロ イの計算をする場合の「資産の総額」及び「負債の総額」は、納付通知書を発する日における<u>貸借対照表又は財産目録を参考とし、債権の回収可能性や債務の発生の確実性等を考慮して、その日における会社の資産及び負債の価額</u>によるものとする（昭和31. 3. 19高知地判、昭和31. 8. 16高松高判参照）。</p> <p><u>なお、納付通知書を発する日における会社の貸借対照表又は財産目録がない場合において、直前の決算期（中間決算を含む。）からその納付通知書を発する日までの間に、会社の財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす事象の生起もなく、また、資産及び負債について著しい増減がないなど、特に徴収上支障がない限り、その直前の決算期の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない（徴基通第35条関係13参照）。</u></p> <p><u>お</u>って、上記の会社財産には、簿外資産及び簿外負債を含めるものとし、その範囲については、賦課関係資料、実地調査等により確認できるものにとどめるものとして取り扱う。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>ハ （省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>（責任の限度）</p> <p>99 第二次納税義務者から徴収することができる金額は、譲受財産の価額を限度として、主たる納税者の滞納国税の全額である。この場合の譲受財産とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい（平成23. 2. 22東京高判参照）、事業の譲受け後に取得した財産は含まれない（徴基通第38条関係16）。</p> <p>この場合の譲受財産の価額は、事業を譲渡した時の<u>価額</u>により算定する。</p> <p>なお、譲受財産の現況調査については、90の(1)のロの(ロ)《重要財産の現況調査等》と同様である。</p>	<p>ロ イの計算をする場合の「資産の総額」及び「負債の総額」は、納付通知書を発する日における<u>会社財産の基準価額</u>によるものとする（昭和31. 3. 19高知地判、昭和31. 8. 16高松高判参照）。<u>ただし、特に徴収上支障がない限り、その日の直前の決算期（中間決算を含む。）の貸借対照表、財産目録又は法人税の決議書を参考として行っても差し支えない（徴基通第35条関係13参照）。</u></p> <p><u>なお、上記の会社財産には、簿外資産及び簿外負債を含めるものとし、その範囲については、賦課関係資料、実地調査等により確認できるものにとどめるものとして取り扱う。</u></p> <p>（注）（同左）</p> <p>ハ （同左）</p> <p style="text-align: center;">第7章 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>（責任の限度）</p> <p>99 第二次納税義務者から徴収することができる金額は、譲受財産の価額を限度として、主たる納税者の滞納国税の全額である。この場合の譲受財産とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいい（平成23. 2. 22東京高判参照）、事業の譲受け後に取得した財産は含まれない（徴基通第38条関係16）。</p> <p>この場合の譲受財産の価額は、事業を譲渡した時の<u>基準価額</u>により算定する。</p> <p>なお、譲受財産の現況調査については、90の(1)のロの(ロ)《重要財産の現況調査等》と同様である。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第8章 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>成立要件</u></p> <p>(成立の要件)</p> <p>100 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無償譲渡等の処分（徴収令第14条第1項に規定する無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分をいう。以下この章において同じ。）により権利を取得し、又は義務を免れた者は、滞納者の国税につき、第二次納税義務を負う（徴収法39条）。</p> <p>(1) 納税者が法定納期限の1年前の日以後に無償譲渡等の処分をしたこと。</p> <p>イ 法定納期限の1年前の日</p> <p>無償譲渡等の処分が、滞納に係る国税の法定納期限の1年前の応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、徴収法第39条の規定が適用される（徴基通第39条関係2参照）。</p> <p>なお、法定納期限の1年前の応当日以後かどうかの判定は、次により行う（徴基通第39条関係2なお書参照）。</p> <p>(イ) 法定納期限の1年前の日かどうかの判定の基準となる日</p> <p>A (省略)</p> <p>B 無償譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日とする（平成29. 11. 17大阪高判参照）。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは本登記がされた日とし、処分禁止の仮処分の登記とその仮処分により保全された登記請求権に基づく登記があるときはその登記請求権に基づく登記がされた日（平成29. 11. 17大阪高判参照）とする。</p> <p>なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務</p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>成立条件</u></p> <p>(成立の要件)</p> <p>100 次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、無償譲渡等の処分（徴収令第14条第1項に規定する無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分をいう。以下この章において同じ。）により権利を取得し、又は義務を免れた者は、滞納者の国税につき、第二次納税義務を負う（徴収法39条）。</p> <p>(1) 納税者が法定納期限の1年前の日以後に無償譲渡等の処分をしたこと。</p> <p>イ 法定納期限の1年前の日</p> <p>無償譲渡等の処分が、滞納に係る国税の法定納期限の1年前の応当日の当日にされた譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分についても、徴収法第39条の規定が適用される（徴基通第39条関係2参照）。</p> <p>なお、法定納期限の1年前の応当日以後かどうかの判定は、次により行う（徴基通第39条関係2なお書参照）。</p> <p>(イ) 法定納期限の1年前の日かどうかの判定の基準となる日</p> <p>A (同左)</p> <p>B 無償譲渡等の処分につき登記等の対抗要件又は効力発生要件の具備を必要とするときは、その要件を具備した日とする（昭和49. 10. 25大阪地判、昭和55. 3. 14東京高判）。この場合において、仮登記とそれに基づく本登記があるときは、本登記がされた日とする。</p> <p>なお、譲渡等の処分がされた時が登記等の日後であることが訴訟等により明らかにされている場合には、その日によって判定する。</p>

改正後	改正前
<p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 低額譲渡</p> <p>ロの(イ)の処分が、著しく低い額の対価による譲渡(以下この章において「低額譲渡」という。)であるかどうかの判定については、次により行うものとする。</p> <p>(イ) 低額譲渡の範囲</p> <p>低額によるものであるかどうかの判定については、財産の種類によって異なり、例えば、上場株式、社債等のように一般に時価が明確である財産については比較的価額の差がわずかであっても著しく低いと判定すべき場合があり、また、不動産のように通常は人により評価額を異にし、価額の差がある程度開いていたとしても著しく低い額と判定すべきでない場合がある。この場合において、値幅のある財産については、特別の事情がない限り、時価のおおむね2分の1程度に満たない価額をもって著しく低い額と判定して差し支えない(徴基通第39条関係7、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判参照)。</p> <p>(ロ) 低額譲渡の判定時期</p> <p>低額譲渡に当たるかどうかの判定の時期は、次によるものとする。したがって、法定納期限の1年前の日以後の処分について、それが低額譲渡に当たるかどうかの判定は、その日以前の時期において行う場合が生じ得る(イの(イ)参照)。</p> <p>A 低額譲渡の判定は、Bに掲げる場合を除き、無償譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがって、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき無償譲渡等の処分がされた時(権利を取得し、又は義務を免れた時)が異なる場合があっても、契約が成立した時の現況により判定する(徴基通39条関係8、昭和50.4.22広島地判参照)。</p> <p>B (省略)</p> <p>(ハ) 低額譲渡の判定方法</p> <p>低額譲渡に該当するかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の</p>	<p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 低額譲渡</p> <p>ロの(イ)の処分が、著しく低い額の対価による譲渡(以下この章において「低額譲渡」という。)であるかどうかの判定については、次により行うものとする。</p> <p>(イ) 低額譲渡の範囲</p> <p>低額によるものであるかどうかの判定については、財産の種類によって異なり、例えば、上場株式、社債等のように一般に時価が明確である財産については比較的価額の差がわずかであっても著しく低いと判定すべき場合があり、また、不動産のように通常は人により評価額を異にし、価額の差がある程度開いていたとしても著しく低い額と判定すべきでない場合がある。この場合において、値幅のある財産については、特別の事情がない限り、<u>通常</u>の時価のおおむね2分の1程度に満たない価額をもって著しく低い額と判定して差し支えない(徴基通第39条関係7、<u>昭和44.7.2松江地(浜田支)判、昭和48.11.29東京高判、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判、平成21.11.12東京高判</u>参照)。</p> <p>(ロ) 低額譲渡の判定時期</p> <p>低額譲渡に当たるかどうかの判定の時期は、次によるものとする。したがって、法定納期限の1年前の日以後の処分について、それが低額譲渡に当たるかどうかの判定は、その日以前の時期において行う場合が生じ得る(イの(イ)参照)。</p> <p>A 低額譲渡の判定は、Bに掲げる場合を除き、無償譲渡等の処分の基因となった契約が成立した時の現況による。したがって、条件付契約、予約契約、効力発生要件が別にある場合の契約等、契約が成立した時とそれに基づき無償譲渡等の処分がされた時(権利を取得し、又は義務を免れた時)が異なる場合があっても、契約が成立した時の現況により判定する(徴基通39条関係8、<u>昭和35.4.7高松地判、昭和50.4.22広島地判</u>参照)。</p> <p>B (同左)</p> <p>(ハ) 低額譲渡の判定方法</p> <p>低額譲渡に該当するかどうかは、当該財産の種類、数量の多寡、時価と対価の</p>

改正後	改正前
<p>差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定する（<u>徴基通第39条関係7</u>、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判参照）。</p> <p>なお、この場合の対価については、次に留意する。</p> <p>A・B （省略）</p> <p>C 対価の額の算定</p> <p>対価の額は、(ロ)に掲げる時におけるその額をいうが、例えば、交換については、その物の<u>価額</u>による。</p> <p>(2)・(3) （省略）</p>	<p>差額の大小等を総合的に勘案して、社会通念上、通常取引に比べ著しく低い額の対価であるかどうかによって判定する（<u>昭和44.7.2松山地（浜田支）判</u>、<u>昭和48.11.29東京高判</u>、平成2.2.15広島地判、平成13.11.9福岡高判、<u>平成21.11.12東京高判</u>参照）。</p> <p>なお、この場合の対価については、次に留意する。</p> <p>A・B （同左）</p> <p>C 対価の額の算定</p> <p>対価の額は、(ロ)に掲げる時におけるその額をいうが、例えば、交換については、その物の<u>基準価額</u>による。</p> <p>(2)・(3) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p style="text-align: center;">（第三者の責任の限度）</p> <p>104 無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する額の計算は次により行うものとする。</p> <p>(1) 受けた利益が金銭以外のものである場合</p> <p>受けた利益が金銭以外のものである場合の利益が現に存する額は、次のイによって算定した額からロによって算定した額を控除した額による。ただし、その額が、105《親族その他の特殊関係者の責任の限度》により算定して受けた利益の額を超えるときは、その受けた利益の額を限度とする（以下(2)においても同様とする。）（<u>徴基通39条関係12</u>参照）。</p> <p>イ 受けたものの価額の算定は、次による。</p> <p>(イ) 受けたものがそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの<u>価額</u>を算定する。この場合において、その<u>価額</u>の算定が最近時においてなされているときには、便宜それによることとして取り扱って差し支えない（以下(2)のニまでにおいて同じ。）。</p> <p>(注) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 第二次納税義務の限度</p> <p style="text-align: center;">（第三者の責任の限度）</p> <p>104 無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する額の計算は次により行うものとする。</p> <p>(1) 受けた利益が金銭以外のものである場合</p> <p>受けた利益が金銭以外のものである場合の利益が現に存する額は、次のイによって算定した額からロによって算定した額を控除した額による。ただし、その額が、105《親族その他の特殊関係者の責任の限度》により算定して受けた利益の額を超えるときは、その受けた利益の額を限度とする（以下(2)においても同様とする。）（<u>徴基通39条関係12</u>参照）。</p> <p>イ 受けたものの価額の算定は、次による。</p> <p>(イ) 受けたものがそのまま現存する場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの<u>基準価額</u>を算定する。この場合において、その<u>基準価額</u>の算定が最近時においてなされているときには、便宜それによることとして取り扱って差し支えない（以下(2)のニまでにおいて同じ。）。</p> <p>(注) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(ロ) 受けたものが加工等により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況によるそのものの<u>価額</u>からそのものの価額を増加させるために要した費用（その金額が具体的に確定している未払費用を含む。）を控除した額を算定する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(ハ) 受けたものについて、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの<u>価額</u>に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金、賃貸料等）のうち現に存するものの額を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ(1)から(4)までに準じて行う。</p> <p>(ニ) 受けたものの全部又は一部が売買、贈与、毀損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の<u>価額</u>に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存するものの額を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、(ハ)のなお書と同様である。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 受けたものに自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の<u>価額</u>に、譲渡した財産の総額のうち受けたものの価額（譲渡時の<u>価額</u>）が占める割合を乗じた額が、上記の「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存するものの額」に当たることに留意する。</p> <p>ロ イによって算定した額から控除するのは、次に掲げるものである。</p> <p>(イ) そのものを譲り受けるために支払った対価の額</p> <p>対価の額が金銭で支払われた場合は、無償譲渡がされた時におけるその金額に</p>	<p>(ロ) 受けたものが加工等により価額が増加した場合には、納付通知書を発する時の現況によるそのものの<u>基準価額</u>からそのものの価額を増加させるために要した費用（その金額が具体的に確定している未払費用を含む。）を控除した額を算定する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(ハ) 受けたものについて、その後譲受人が設定等をした地上権等の用益物権、賃借権、抵当権等がある場合には、納付通知書を発する時の現況による受けたものの<u>通常の時価</u>に、用益物権等の設定等に伴い得た利益（例えば、権利金、礼金、賃貸料等）のうち現に存するものの額を加え、用益物権等の設定等に伴い要した費用（例えば、契約の費用等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、その「得た利益」が受けた利益に当たるものとして、その種類に従い、それぞれ(1)から(4)までに準じて行う。</p> <p>(ニ) 受けたものの全部又は一部が売買、贈与、毀損、盗難、火災等により現存しない場合には、納付通知書を発する時における残存する財産の<u>基準価額</u>に、現存しないこととなったことに伴い得た利益（例えば、売却代金、保険金、共済金、損害賠償請求権等）のうち現に存するものの額を加え、その利益を得るために要した費用（例えば、売買の費用、当該保険料、損害賠償請求のための通信費、交通費等）を控除した額を算定する。</p> <p>なお、「現に存するものの額」の算定は、(ハ)のなお書と同様である。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 受けたものに自己の固有財産を加えたものを譲渡し、他の財産を取得した場合には、納付通知書を発する時の現況による取得した財産の<u>基準価額</u>に、譲渡した財産の総額のうち受けたものの価額（譲渡時の<u>通常の時価</u>）が占める割合を乗じた額が、上記の「現存しないこととなったことに伴い得た利益のうち現に存するものの額」に当たることに留意する。</p> <p>ロ イによって算定した額から控除するのは、次に掲げるものである。</p> <p>(イ) そのものを譲り受けるために支払った対価の額</p> <p>対価の額が金銭で支払われた場合は、無償譲渡がされた時におけるその金額に</p>

改正後	改正前
<p>より、その他の財産の場合には、その時の<u>価額</u>による。</p> <p>また、この対価は、納付通知書を発しようとする時までに現実に支払われているものに限らず、その金額が具体的に判明している未払分についても、原則として控除するものとして取り扱う。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) そのものを譲り受けたことを直接の理由とする特別の消費（例えば、そのものを譲り受けたことを直接の理由として浪費した場合）及びこれに類する財産の減少の額（例えば、そのものを譲り受けたことを直接の理由として他のものを他人に贈与した場合）</p> <p>なお、減少した財産の額は、無償譲渡等の処分がされた時の<u>価額</u>による。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(親族その他の特殊関係者の責任の限度)</p> <p>105 無償譲渡等の処分により受けた利益の額の計算は、(1)によって算定した額から、(2)によって算定した額を控除した額による（徴基通39条関係16の(1)参照）。</p> <p>なお、無償譲渡等の処分後において生じた事情、例えば受けた利益が滅失等により現存しない場合、受けた財産について費用を支出した場合、受けた財産に用益物権、担保権、賃借権等を設定した場合、受けた財産から生じた果実等がある場合等であっても、これらの事情は考慮しないことに留意する（徴基通39条関係16の(2)参照）。</p> <p>(1) 次により、それぞれの価額を算定する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 受けた利益が金銭以外のものであるときは、無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの<u>価額</u>とする。</p> <p>なお、受けた利益が担保権付財産である場合の処理については、104の(1)のロの(イ)の(注)《受けた利益が金銭以外のものである場合》参照。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 受けた利益が地上権の設定等であるときは、その設定等がされた時の現況による</p>	<p>より、その他の財産の場合には、その時の<u>基準価額</u>による。</p> <p>また、この対価は、納付通知書を発しようとする時までに現実に支払われているものに限らず、その金額が具体的に判明している未払分についても、原則として控除するものとして取り扱う。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) そのものを譲り受けたことを直接の理由とする特別の消費（例えば、そのものを譲り受けたことを直接の理由として浪費した場合）及びこれに類する財産の減少の額（例えば、そのものを譲り受けたことを直接の理由として他のものを他人に贈与した場合）</p> <p>なお、減少した財産の額は、無償譲渡等の処分がされた時の<u>基準価額</u>による。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(親族その他の特殊関係者の責任の限度)</p> <p>105 無償譲渡等の処分により受けた利益の額の計算は、(1)によって算定した額から、(2)によって算定した額を控除した額による（徴基通39条関係16の(1)参照）。</p> <p>なお、無償譲渡等の処分後において生じた事情、例えば受けた利益が滅失等により現存しない場合、受けた財産について費用を支出した場合、受けた財産に用益物権、担保権、賃借権等を設定した場合、受けた財産から生じた果実等がある場合等であっても、これらの事情は考慮しないことに留意する（徴基通39条関係16の(2)参照）。</p> <p>(1) 次により、それぞれの価額を算定する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 受けた利益が金銭以外のものであるときは、無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの<u>基準価額</u>とする。</p> <p>なお、受けた利益が担保権付財産である場合の処理については、104の(1)のロの(イ)の(注)《受けた利益が金銭以外のものである場合》参照。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>ニ 受けた利益が地上権の設定等であるときは、その設定等がされた時の現況による</p>

改正後	改正前
<p>その地上権等の<u>価額</u>とする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第10章 人格のない社団等から財産の払戻し等を受けた者の第二次納税義務</p> <p>第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>(責任の限度)</p> <p>112 第二次納税義務者から徴収することができる金額は、払戻し等がされた時におけるその財産の価額を限度として、主たる納税者の滞納国税の全額である（徴基通第41条関係7参照）。</p>	<p>その地上権等の<u>基準価額</u>とする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第10章 人格のない社団等から財産の払戻し等を受けた者の第二次納税義務</p> <p>第3節 第二次納税義務の限度</p> <p>(責任の限度)</p> <p>112 第二次納税義務者から徴収することができる金額は、払戻し等がされた時におけるその財産の価額を限度として、主たる納税者の滞納国税の全額である。<u>この場合における財産の価額については、基準価額による</u>（徴基通第41条関係7参照）。</p>